２墓地整備基本計画策定業務委託 仕様書

第１章　総則

（適用）

第１条　本仕様書は、神栖市（以下「甲」という。）が行う「２墓地整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）」について適用する。

（目的）

第２条　本業務は、少子高齢化の進行や核家族の増加など社会状況が大きく変化する中で、墓地需要の増加や墓地の承継について不安視する意見など、行政の課題が増加していく傾向にある。将来の墓地需要や多様化するニーズへの対応が求められていることから、安心なくらしの実現に向け墓地の充実を図るため、墓地整備基本計画の策定を目的とする。

（準拠する法令等）

第３条　本業務は、本仕様書及び次の各種法令等に準拠して施行する。

⑴　墓地、埋葬等に関する法律
⑵　同上施行規則
⑶　神栖市墓地，埋葬等に関する法律施行条例
⑷　神栖市墓地，埋葬等に関する法律施行条例の施行に関する規則
⑸　神栖市営墓地の設置及び管理に関する条例
⑹　神栖市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則
⑺　都市計画法
⑻　同上施行令及び施行規則
⑼　都市公園法
⑽　同上施行令及び施行規則
⑾　都市計画運用指針
⑿　神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程
⒀　神栖市財務規則
⒁　都市公園技術標準解説書（(社) 日本公園緑地協会）
⒂　公園緑地マニュアル（(社) 日本公園緑地協会）
⒃　駐車場設計・施工指針同解説（(社) 日本道路協会）
⒄　その他関係法令及び規程

（主任技術者）

第４条　乙において本業務を計画し、指揮する主任技術者は、業務に精通した者でなければならない。

（提出書類）

第５条　乙は、本業務の着手及び完了にあたり、甲の契約書に定めるもののほか下記の書類を提出しなければならない。

⑴　着手届

⑵　主任技術者届

⑶　実施工程表

⑷　完了届

⑸　納品書

（貸与資料）

第６条　本業務にあたり、甲は乙に次に掲げる資料等を貸与する。なお、貸与された資料は、乙の責任において取り扱い及び保管を行うものとし、業務完了後速やかに甲に返却するものとする。

⑴　神栖市墓地需要予測（平成３０年度作成）

⑵　神栖市墓地整備基本構想（令和元年度作成）

⑶　その他乙の申し出により甲が必要と認める資料及びデータ

（工程管理）

第７条　乙は、実施工程表に基づき適正な工程管理を行う。なお、甲から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

（法令等の遵守）

第８条　乙は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の保持）

第９条　乙は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第１０条　乙は、業務の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務の内容、成果等の公表及び貸与については乙の申請によることとし、監督職員の承認を得なければならない。

（成果品の帰属）

第１１条　本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを使用又は流用してはならない。

第２章　業務の基本的な考え方

（業務の基本的な考え方）

第１２条　本業務は、次条に掲げる業務実施の背景を踏まえ、神栖市営墓地の目指すべき方向性として、今後の墓地整備に当たっての基本方針を設定する。

なお、整備検討箇所は次の通りである。

⑴　海浜公園墓地　　神栖市南浜１番地３
⑵　公園墓地松濤園　　神栖市波崎６７１８番地４

（業務実施の背景）

第１３条　本業務は、次に掲げる背景を踏まえて実施する。

⑴　これまで神栖市は、拡張整備を行い供用区画を増やしているが、毎年の墓地使用申請数は減少しない為、将来の墓地供給不足が見込まれる。

⑵　墓地を必要とする市民からの要望に対応し続けていくためには、新たな区画の整備が必要であるが、地形及び市民ニーズ等の都合によって、さらなる拡張は不可能な状況にあるため、限られた市営霊園の整備で継続的に使用できる仕組みが必要である。

⑶　少子高齢化の進行や、核家族の増加など社会状況が大きく変化する中で、承継問題についての課題が増加していく傾向にある。管理が必要なく、半永久的に納骨が可能な墓地形態、合葬式墓地の整備を行う必要がある。

⑷　市民等の意見を反映した整備構想をまとめ、基本計画を策定する必要がある。

第３章　業務内容

（業務内容）

第１４条　本業務は、次の項目の内容を実施し、神栖市営墓地における墓地整備の基本方針の整理、墓園管理運営体制の整理及び整備構想図を作成、概算工事費の算定を行うものとする。なお、打合せ協議については、業務着手時と成果品納品時に実施するほか、必要に応じて随時実施するものとする。

⑴　墓地整備基本計画策定業務

墓地整備基本構想策定業務報告書（令和元年度作成）を基礎資料とし、次の各号の事務を実施するものとする。

ア　現地踏査、現状分析及び貸与資料の分析・検討
イ　墓地関係法令の整理及び墓地管理実務に関する調査検討
ウ　市民意見募集事務及びパブリックコメントに係る資料作成及び分析
エ　合葬式墓地整備の基本方針及び墓園管理運営体制の整理
オ　整備構想図作成及び概算工事費算出

⑵　打合せ協議

（成果品）

第１５条　乙は本業務完了後に下記の成果品を納入しなければならない。なお、正式な部数及び納品データ形式については、甲、乙協議の上決定する。

⑴　報告書　　１式
⑵　電子データ（ＣＤ－Ｒ等の記録媒体）　　１式
⑶　その他必要資料（監督職員の指示による）　１式

（成果品の検査・納品）

第１６条　本業務の成果品については、主任技術者立ち会いのうえで甲の検査を受けた後、納品するものとする。

（成果品の瑕疵）

第１７条　成果品の納品後、明らかな「瑕疵」が発見された場合は、甲と乙の協議のもと、必要な処理を行うものとする。

（納入場所）

第１８条　成果品の納入場所は、神栖市生活環境部環境課とする。

（その他）

第１９条　本業務に関する疑義を生じたとき及び本仕様書、関係法令に記載のない事項については、甲及び受託者（以下「乙」という。）との協議の上決定する。